

## 第64号議案

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年9月7日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

火災予防に関する関係省令の一部改正に伴い、燃料電池発電設備及び住宅用防災警報器等の設置に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

### 芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例

芦屋市火災予防条例（昭和48年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「又は溶融炭酸塩型燃料電池」を「，溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め，同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第31条の5第3号中「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め，同条第4号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め，同条第5号中「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改める。

第31条の5に次の1号を加える。

- (6) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条2項に定める技術上の基準に従い，又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成22年12月1日から施行する。ただし，第31条の5の改正規定（同条第3号，第4号及び第5号の改正部分に限る。）は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成22年12月1日において現に設置され，又は設置の工事がされている燃料

電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の芦屋市火災予防条例第10条の2の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

## 参 照

### 芦屋市火災予防条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

火災予防に関する関係省令の一部改正に伴い、燃料電池発電設備及び住宅用防災警報器等の設置に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 対象火気設備等の位置, 構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う規定の整理

(第10条の2関係)

火災予防のために必要な事項を定める対象火気設備等の一つである燃料電池発電設備の定義に「固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するもの」を新たに加える。

- (2) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う規定の整理 (第31条の5関係)

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加する。

- (3) 条例で引用する特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の条項「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。(第31条の5関係)

#### 3 施行期日等

- (1) 平成22年12月1日。2(3)については、公布の日
- (2) 平成22年12月1日において現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備(固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。)のうち、改正後の条例第10条の2の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。